

② 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

- 次の事項を、【事例1】の記載例の書き方（6ページ）を参照して書いてください。
- ① 提出先、提出日、申告年分（00に「2」と書き、空白部分（「確定」と書き）。
 - ② 住所（事業所などを含みます）、マイナンバー（個人番号）、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号（市外局番から書いてください）。
 - ③ 申告の種類（株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます）。

【上場株式等の配当等を受けた場合の課税関係】
上場株式等の配当等については、その支払の際に20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収がされます。
また、申告する場合は、上場株式等の配当等に係る配当所得については、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます（*）。この場合、申告する上場株式等の配当等に係る配当所得の全てについて、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択する必要があります（62ページ参照）。
※ 上場株式等の配当等に係る利子所得は総合課税を選択することはできません。

※ 配当所得について申告分離課税を選択する場合には、「申告書第三表」の①欄及び⑦欄に記載し、「申告書第一表」の④欄及び⑤欄には記載しません。

⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略し、㉑欄に源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」欄の金額を記載することができます。
この事例では、⑬欄、⑮欄、⑯欄、㉑～㉔欄、㉕欄の記載を省略しています。

確定申告書の提出に当たり、源泉徴収票の添付は不要です。
※ 税務署等で確定申告書等を作成する場合には、源泉徴収票が必要ですので、忘れずにお持ちください。

申告書B第一表

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 D市△町9-8-7

氏名 高松 三郎

職業 会社員

世帯主の氏名 高松三郎

収入金額等

給与	9065400
配当	7115400
公的年金等	7115400
雑所得	2124296
所得から差し引かれる金額	2124296

所得金額等

給与	9065400
配当	7115400
公的年金等	7115400
雑所得	2124296
所得から差し引かれる金額	2124296

源泉徴収票

給与・賞与	9065400	7115400	2124296	582600
源泉徴収額	380000			
社会保険料等の金額	1147796	83500	33000	

確定申告書には、毎回、マイナンバー（個人番号）を記入する必要があります。

第三表12欄へ（29ページ）

第三表29欄へ（29ページ）

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、【事例1】の7ページ、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の6ページ及び15ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B

住所 D市△町9-8-7

氏名 高松 三郎

職業 会社員

所得の内訳

給与	9065400	582600
配当	40000	6126
源泉徴収税額	588726	

雑所得

雑所得	2124296
雑所得から差し引かれる金額	2124296

雑所得金額

雑所得	2124296
雑所得から差し引かれる金額	2124296

源泉徴収票

給与・賞与	9065400	7115400	2124296	582600
源泉徴収額	380000			
社会保険料等の金額	1147796	83500	33000	

受け取った金額とは異なりますので、ご注意ください。

第一表の⑬欄から⑳欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合、これらに対応する第二表の該当欄は、源泉徴収票から転記する必要はありません。

配偶者や親族に関する事項（20～23）

氏名 個人番号

住所

職業

所得の種類

収入金額

必要経費等

差引金額

住民税・事業税に関する事項

住民税

非課税所得等	所得金額
非課税所得等	所得金額

事業税

非課税所得等	所得金額
非課税所得等	所得金額

【支払通知書（上場株式配当等の支払通知書）】

第〇期 配当金明細書

ご所有株式	1株当たり配当金	配当金額	所得税率	所得税額	税引後配当金額
1000株	4000円	40000円	15.315%	6126円	31874円
			住民税率	住民税額	
			5%	2000円	

〇〇〇-〇〇〇〇 Y市〇町1-3-2 株主 高松 三郎 様

令和2年4月22日 L建設株式会社

申告年分、住所、氏名などを書いてください。

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）
申告する所得について、源泉徴収税額がある場合に書いてください。
上場株式等の配当等については、その支払金額に対して所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%の合計20.315%が源泉徴収されています。所得税及び復興特別所得税（15.315%）の税額は、「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄の「源泉徴収税額」欄に書いてください。
なお、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を「○」で囲んでください（56ページ参照）。
この事例の場合、特定口座を通じて受け取った利子及び配当については源泉徴収されていないので、記入の必要はありません。

住民税・事業税に関する事項
申告する上場株式等の配当等の住民税（5%）の税額は左欄の「配当割額控除額」欄に記入してください。
《参考》
「株式等譲渡所得割額控除額」欄については、この事例では源泉徴収口座での譲渡益がありませんので記載の必要はありません。記載に当たっては56ページを参照してください。

④ 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、【事例1】8ページをご覧ください。また、所得から差し引かれる金額は、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の15ページから24ページで計算できます。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「特定口座年間取引報告書」及び「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」から転記します。

申告年分と空白部分を右のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。
なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

特例適用条文

この事例では、「上場株式等に係る譲渡損失の特例（措法37条の12の2）」（52ページ参照）の適用を受けていますから、「特例適用条文」欄の「措法」を「○」で囲み、その横のマス目に右のように書きます。

この事例の場合、令和2年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額が赤字ですので、「確定申告書付表」1面の⑤欄の金額に△を付けて（0の場合は0と）「申告書第三表」⑦欄に転記してください。また、「確定申告書付表」1面の⑥欄の金額は、「申告書第三表」⑦欄に転記してください。

※ 源泉徴収口座の譲渡所得等の金額を申告せず、その源泉徴収口座の配当所得等の金額のみを申告する場合で、他に申告をすべき上場株式等に係る譲渡所得等の金額がないときは、「申告書第三表」⑦欄及び⑦⑦欄は記入の必要はありません。

《参考》

純損失の繰越控除又は雑損失の繰越控除の適用を受ける方は、「申告書第三表（分離課税用）」に代えて「申告書第四表（損失申告用）」を使用します。詳しくは、税務署にお尋ねください。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

令和 02 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（分離課税用） F A 2 4 0 0

整理番号 一連番号

特例適用条文

住所 所 号 D市△〇町9-8-7
氏 名 タカマツ サブロー 高松 三郎

収入金額

所得金額

この事例の場合、「特定口座年間取引報告書」の「①譲渡の対価の額（収入金額）」欄からそのまま転記してください。

令和2年分 特定口座年間取引報告書

譲渡区分	譲渡の対価の額（収入金額）	取得費及び譲渡に要した費用の額等
上場分	1,900,000円	2,119,000円
特定信用分		
合計	1,900,000円	2,119,000円

確定申告書付表（1面下部）

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額（税込）	配当所得に係る負債の利子
W証券大手支店	100,000円	
L建設株式会社	40,000円	
合計	140,000円	

本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (④-⑤) (赤字の場合には0と書いてください。)

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額 (④-③) (③欄の金額が④欄の金額の場合には0と書いてください。)

6 第三表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

申告書第三表（分離課税用）（左下部）

総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)	⑫	7,115,400
所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑳)	⑲	2,124,296
課税される所得金額	⑳	4,991,000
⑫ 対 ⑲	㉑	0.00
⑫ 対 ㉑	㉒	0.00
⑫ 対 ㉒	㉓	0.00
⑫ 対 ㉓	㉔	0.00
⑫ 対 ㉔	㉕	0.00
⑫ 対 ㉕	㉖	0.00
⑫ 対 ㉖	㉗	0.00
⑫ 対 ㉗	㉘	0.00

申告書第三表（分離課税用）（右上部）

⑫ 対 ㉑	㉑	5,707,000
⑫ 対 ㉒	㉒	
⑫ 対 ㉓	㉓	
⑫ 対 ㉔	㉔	
⑫ 対 ㉕	㉕	
⑫ 対 ㉖	㉖	
⑫ 対 ㉗	㉗	
⑫ 対 ㉘	㉘	
⑫ 対 ㉙	㉙	
⑫ 対 ㉚	㉚	
⑫ 対 ㉛	㉛	
⑫ 対 ㉜	㉜	
⑫ 対 ㉝	㉝	
⑫ 対 ㉞	㉞	
⑫ 対 ㉟	㉟	
⑫ 対 ㊱	㊱	
⑫ 対 ㊲	㊲	
⑫ 対 ㊳	㊳	
⑫ 対 ㊴	㊴	
⑫ 対 ㊵	㊵	
⑫ 対 ㊶	㊶	
⑫ 対 ㊷	㊷	
⑫ 対 ㊸	㊸	
⑫ 対 ㊹	㊹	
⑫ 対 ㊺	㊺	
⑫ 対 ㊻	㊻	
⑫ 対 ㊼	㊼	
⑫ 対 ㊽	㊽	
⑫ 対 ㊾	㊾	
⑫ 対 ㊿	㊿	

翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（上場株式等に係る繰越損失及び特定投資株式に係る繰越損失の金額の合計額）を書きます。

確定申告書付表（2面上部）

翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+⑦+⑧)	㉑	79,000
------------------------------------	---	--------

第一表の「所得金額等」⑫合計欄に記載した金額（26ページ参照）と「所得から差し引かれる金額」⑲合計欄に記載した金額（26ページ参照）を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額（赤字の場合は0円）－⑲欄の金額
＝Aとして

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を㉑欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください（詳しくは【事例1】10ページを参照してください）。

この事例の場合、⑫欄の金額（7,115,400円）から⑲欄の金額（2,124,296円）を差し引いた残りの金額（4,991,000円）〔1,000円未満切捨て〕を㉑欄に書いてください。

Aの金額が赤字の場合

【事例2】16ページを参照してください。

㉑欄及び㉒欄の金額がいずれも1,000円未満の場合（赤字の場合も含まれます）、㉓欄の記入の必要はありません。

「税額」の計算

総合課税の所得金額に対する税額

63ページの「2 総合課税の所得金額に対する税額の計算表」により計算できます。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(㉑欄) 所得税の税率 控除額 総合課税の所得金額に対する税額
4,991,000円 × 0.2 - 427,500円 = 570,700円
.....(㉔欄に書きます。)

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

申告書B第一表（右上部）

課税される所得金額 (⑫-⑲)又は第三表の⑲又は第三表の㉑	㉑	5,707,000
配当控除	㉒	
政治等寄付金等特別控除	㉓	
住宅耐震改修特別控除等	㉔	
災害減免額	㉕	
再索引所得控除(連年所得控除)	㉖	
復興特別所得税額 (㉑×2.1%)	㉗	119,844
所得税及び復興特別所得税の額 (㉑+㉗)	㉘	5,826,844
外国税額控除等	㉙	
源泉徴収税額	㉚	588,726
申告納税額 (㉑-㉚)	㉛	△604,218
予定納税額 (第1期分・第2期分)	㉜	
第3期分の税額 (納める税金)	㉝	0.0
還付される税金 (㉛-㉝)	㉞	604,218

- 作成に当たっては、【事例1】11ページをご覧ください。
また、「令和2年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の25ページから30ページも併せてご覧ください。

この事例では、特定口座開設前に受け取ったL建設の配当から源泉徴収されていた所得税及び復興特別所得税額相当額のうち、6,042円が還付されます。
なお、源泉徴収されていた配当割額控除額（住民税）については57ページ「参考事項2」を参照してください。

添付書類

この事例の場合に、「確定申告書」に添付する書類については、15ページの「添付書類」の2を参照してください。